

## 精神の障害により障害年金を請求される方へ

精神の障害により障害年金を請求する場合に提出する診断書は、診断書の記入上の注意の1に、「この診断書は、傷病の性質上、必ず精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師に記入していただくことになっています。」と記載されていますが、てんかん、知的障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害など診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科などを専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば、診断書を記入していただくことができることとされています。

平成21年11月 山形社会保険事務局  
Tel 023(629)7273

※主治医が精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師でない場合は、主治医にこの書面をご提示ください。